

公 示 送 達

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、送達不能のため、地方税法第20条の2及び茨木市市税条例第7条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、茨木市総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月3日

茨 木 市 長 福 岡 洋



記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 送達する書類名 | 令和7年度市府民税第2期督促状
令和7年度市府民税第3期督促状
令和7年度市府民税第4期督促状 |
| 2. 送達を受けるべき者 | 陳 宵 |